

# 小学校における法教育を社会科教育講座で考える

— 熊本県弁護士会法教育セミナーをてがかりとして —

上田理恵子\*・大野正久\*・竹中伸夫\*・八幡英幸\*

Discussing law education at primary school social studies departments :  
Based on a seminar on law education organized by the Kumamoto Bar Association

Rieko UEDA, Tadahisa OHNO, Nobuo TAKENAKA and Hideyuki YAHATA

## はじめに

本報告では、小学校における法教育の実践をめぐる、社会科教育講座教員間の所見を紹介する。以下に、紹介の経緯と手順を説明する。

諺でも「はじめよければ終わりよし」という。子供たちが初めて接する「学校の先生」となる小学校教員の責任は、とても重い。しかも、小学校では、一人の教員がさまざまな教科・活動を担当しなければならない。

社会科教育講座だけでも、主専攻・副専攻を含めて例年25名前後の学生たちが、小学校教員免許を取得して巣立っていく。送り出す側は、歴史学、地理学、法律学、経済学、社会学、倫理学、社会科教育学という8つの分野にわたる10名の教員で構成されている(平成29年度現在)。学生たちが受けた教育の担い手として、大学教員たちもまた、地域の子どもたちに対して責任を負う。そのため、総合的な教師力の養成を目指して、講座全体でも取組を重ねている。

今年度は、こうした取組を一步先へ進められる機会があった。熊本県弁護士会法教育委員会主催の法教育セミナーが、社会科教育講座の学生たちも参加するなか、本学で開催されたからである。

法教育という言葉が広まり出してから十数年が経つ。その定義は、一般的には「法律専門家でない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎となっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」<sup>1</sup>と説明されてきた。当然ながら、それだけでは具体的イメージがわきにくく、当初から議論が百出していたようである。より具体的に児童・生徒に身に付けさせるべき「価値」や「法的なものの考え方」とは何か、さらに実践に際しては、法実務家と教師はどのように関わるべきか<sup>2</sup>、等々。

では、小学校における法教育についてはどのように説明されているだろうか。日弁連の取組をまとめた『小学校のための法教育12教材——一人ひとりを大切に育てる子どもを育てる』によれば、ポイントは、「体験的に理解」することである<sup>3</sup>。言い換えれば「何か課題が発生したとき、自分たちの力で解決するために何が必要か、どのように行動するべきか」を考えさせ、「相互尊重のルール」としての「法」が行動の指針となることを体得させることが小学校における法教育である、という。したがって、法教育のために特別な時間枠を設定する必要はなく、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などに位置付けることができる。グループワークを行うときの公平な役割分担の決め方なども含むと考えれば、算数や理科など、本書に挙げられていないすべての時間にも関わって来よう。小学校における法教育の意義づけや授業案のモデルも少しずつ増えてきているようだ<sup>4</sup>。

とはいえ、他の校種に比べれば、小学校における法教育の取組は、全国的に見ても幾分、出遅れた印象が否めなかった。

熊本県弁護士会法教育委員会は、小中学生を対象とした活動に積極的に取り組んでこられた<sup>5</sup>。学生たちも参加するなか、小学生を対象としたセミナーを間近に見学させていただいたことは、社会科教育講座の教員相互間の議論を促進するきっかけともなった。

このうち、本報告においては、法律学、経済学、社会科教育学、哲学・倫理学教員の4名による所見を扱うこととする。概ねではあるが、議論の中心は以下の2点に焦点があてられている。①そもそも、教員各自の専門分野に照らしてみると、法教育あるいは本実践はどのように受け止めることができるだろうか。②小学生にどのような能力を身に付けさせたいか、そこから遡って、法教育を実践できる小学校教員を育成するために、どのような点に注目すべ

\* 熊本大学教育学部 社会科教育講座

きか。

本稿の手順として、1では、熊本県弁護士会法教育委員会と本講座との交流を振り返り、2ではセミナー当日の実施状況と若干のコメントを法律学担当教員が述べる。3以下では、経済学、社会科教育学、倫理学・哲学担当教員が所見を述べる。

なお、複数の筆者の共著となる本報告について、事前におことわりしておきたい点は、以下の3点である。

1点目。今年度は台風接近のための日程変更があり、セミナー当日は学部行事と重なってしまった。そのため、当初の予定とは異なり、参加予定だった児童の皆さんや学部学生の大半、さらには教員の一部も参加できなかった。そこで、法律学、経済学担当教員の2名は当日に見学し、社会科教育学担当教員および倫理学・哲学担当教員は後日、動画を視聴し、教材を確認してコメントしている。

2点目。本報告のとりまとめは法律学担当教員(上田)担当した。そのため、特に断りのないかぎりは、文責は法律学担当教員が負う。その他の執筆者については、節の最後に、氏名を括弧書で明記した。

3点目。各教員が当日の進行状況について述べる部分は、重複する部分があっても、あえて省略していない。セミナーの進行についての理解や注目点が各教員によって異なるからである。

## 1. 弁護士会法教育委員会と社会科教育講座との交流

熊本県弁護士会法教育委員会と熊本大学教育学部社会科教育学担当教員や法律学担当教員との交流は、かれこれ5年になる。2012年2月には、社会科教育学担当教員と弁護士とで開発された授業が、県内の中学校で人権教育の時間を使い、法律の世界における大人と子供の区分やその処遇の仕方の違いを考えさせる授業が実施された(单元名「今だからできること—法の世界から考える—」)。教員免許更新講習では、2013年度より、弁護士をゲストスピーカーに迎え、法教育をテーマとした講習を実施している<sup>6</sup>。

さらに、法律学教室では、2012年度以降、法律学概説受講生を対象に、法教育セミナーの実演会をお願いしてきた。本番を前にしてのリハーサルに該当するが、例えば今年度は、寸劇を割愛する代わりに解決案を導きだすための質問時間を長くするなど、学生たちを意識してアレンジを加えていただいている(実践例については表参照)。

2015年度の取組は、社会科教育講座では評価・FD活動の一環として授業参観の対象とされた。本番の

表 法律学概説受講生対象の実演会

年度	セミナーの題目	テーマ
2012	みんなで決めていいこと悪いこと(小)	民主主義と立憲主義
2013	まもる!まもれる!?'契約'って何だろう?(中)	契約(民法)
2014	契約ってなんだろう?(中)	契約(民法)
2015	名探偵は君だ(小)	三角ロジック(論証)
2017	'ADR~あなたなら、どう、落着させる?'(中)	ADR(裁判外紛争解決手段)

(小) = 小学生部会

(中) = 中学生部会

セミナーは地元の新聞でも取り上げられている<sup>7</sup>。

2016年度に実施できなかったのは、熊本地震により、法教育セミナー自体が延期されたからである。その代わり、新しい取組が実施できた。学部3年生のグループが、法教育委員会のセミナー作りの現場にうかがうという移動教室を実施したからである。準備段階、本番当日、反省会の三度にわたって自主的に実施し、報告書を作成した。作成した報告書は、弁護士会法教育委員会にも自分たちから御礼とともに進呈している。

学生たちの報告書によれば、小学生部会のテーマは契約(『『契約』ってなんだろう?』)。契約について1時間目に学習し、2時間目のゲームで学習内容を思い出しながらゲームに参加している姿に注目している。中学生部会では模擬選挙体験。選挙権者の年齢が18歳に引き下げられたことにともない、新設されたテーマである。学生たちは他県の弁護士にも聞き取りを行い、熊本県弁護士会では内容を「一から教材を開発している」という点を強調している。感想では「先生方が常に楽しそうに、一生懸命にセミナーを作っていらっしゃったのが印象的でした」「子どもたちがこういった機会に参加するためには、教員が弁護士会の取組について知っておくことが重要」「弁護士会と現場の教師をつなげるような役割になれたらいい」とある。

法教育について、自主的に「学ぶ」姿勢を示す学生も出てきている。ただし、関心を持つ学生の数を増やしていくことと同時に、個々の学生が活動に関わりながら、どのように自身の問題意識を高めていけるか、見守る必要がある<sup>8</sup>。

## 2. 法教育セミナー(小学生部会)当日

### (1) 進行の概要

2017年度の小学生部会の実施要領は以下の通りである。

【開催日】9月3日(日)

【会場】熊本大学くすの木会館レセプションルーム

【時間】午後1時半～4時頃

【セミナーの題目】「ヒーローさん、ちょっとまった!!」

【テーマ】法の適正手続、罪刑法定主義

【参加児童数】10名

セミナーは2時間構成。参加児童は2グループに分かれ、机を囲んで席に着き、各グループには学生や弁護士が付きそう。児童にはワークシートの冊子が渡されている。

1限目は罰の意味(悪いことをした人に対して「与える」と必要性(悪いことをただし、社会に平和をもたらすために必要であること)、罰を与えるにあたっての手続に「告知」(事前にルールを示すこと)や聴聞(相手の言い分を聞くこと)の必要性、刑事手続において自白のみで有罪とされるなら、具体的には身代わりや冤罪に陥る危険性があることを、アニメや刑事ドラマのキャラクターを模した寸劇を取り入れつつ学ぶ。危険性を回避するためにはどんな方法があるか、グループディスカッションである。筆跡や目撃者探しなど、補強証拠の必要性を学んで終了する。

2限目の獲得目標は罪刑の均衡についての理解が中心のようである。寸劇のキャラクターが主張するポイントは、ワークシートにも書かれている。ディスカッションの内容は見学席からはわかりにくい、どの意見を支持するか、理由づけとともに話し合っていたようである。

最後に、法の文言の解釈も論点とされていた。罪刑法定主義の場合は派生原理として類推解釈も禁止されるが、ディスカッションではどこまで話し合われたのか。見学席からは見分けがつかなかったが、少なくとも「しっかりしたルールができていないのがよくない」という意見が支持されたようである。

## (2) 見学席より—法律学担当教員から

教育学部の授業でも、「適正手続」や「罪刑法定主義」の基礎だけは学ぶ機会はある。忘れられているかもしれないが、教職科目の日本国憲法では「人身の自由」(第31条以下)<sup>9</sup>、概説ならば刑事法入門でも言及される。刑罰の目的(応報刑か教育刑か)、効果(一般予防、特別予防)についても、概略だけは授業の範囲である<sup>10</sup>。そこからの展開は、児童・生徒との対話を通して広げていけるだろう。

印象的だったのは、量刑について、「罰を受ける人のことも考えろ」と、かなり声高に叫ぶキャラクター

(ジャスティスくん)がいたにもかかわらず、意見の発表になると、子どもの一人が負けずに大きな声で「うんと重い罰にする方がいいです。悪いことをする人がいなくなるから」と発言していたことだ。一生懸命「みんなのため」に考えても、罰を受けるのが「自分かもしれない」「自分だったらどうか」と思い至るには、いまひとつ実感がわきにくいかもしれない。もしかすると小学生はそれでよいのか。「よいものはよい」「悪いことは悪い」と判断できたあとに「よくも悪くもある」人間、「情状」について考える力が育つとすると、こうしたセミナーは小学生高学年だからよいのだろうか。例えば、ディスカッションで「あなたが(あるいはあなたの親しい人が)罰を受ける立場だったら、どう?」と尋ねてみたらどうだったろう。

また、子どもたちからは、「あやまる」とか「治療費を払え」「慰謝料を払え」という声も上がった。学校で習うより先に難しい用語を知っているのは、おとなたちの話やテレビから知識を得てのことであろう。法制史的に見れば、こうした無邪気ながら鋭い発言は、不法行為責任と刑罰との混同だと一蹴するにしてみたい。民刑峻別の思想が推し進められたのは、ようやく19世紀のことである<sup>11</sup>。「悪いこと」をしたら「あやまる」「弁償する」という、相手に対する責任の取り方と、社会の平和を守るための刑罰という「苦痛」について、どこまで、どのように小学生と議論してよいのか、できるのか検討の余地がある。

最後に、専門分野を離れ、一教員として気が付いた点である。各グループでファシリテーターを務めていたのは、社会科教育講座の学生たちであった。子どもたちと言葉を交わす学生たちの後ろ姿を見ると、教育実習を経験しただけあって、さすがに成長が感じられた。

ただ、子どもたち相互の関係はどうだったか。初対面ということもあろうし、時間的制約もあったろうが、法教育セミナーに参加して「仲良くなった」友達が増えるとよいかもしれない。今回、彼らと一番親しくなったのは、熱演の光るキャラクターの皆さん、なかでも終了後に追い回されていたオレンジ鮮やかな「ドキドキンちゃん」ではなかったか。

## 3. 小学生を対象とした法教育における経済学の学びについて

平成29年9月3日に熊本大学くすの木会館にて、法教育なるほどセミナー2017「ヒーローさん、ちょっ

とまった!!みんなで「罰」にもルールが必要なのか考えてみよう!」が開催された。熊本県弁護士会の弁護士の方々が小学生を対象に劇を通じて、罰の意味や内容についての説明が行われ、弁護士の方々と小学生の間で様々な議論が行われた。その説明の中で、テーマ「そんなに重い罰なの!」において、罰を与えるときに気をつけることに関する内容についての説明や議論があり、その点について経済学と教育に関する考察を行う。具体的には、小学生を対象とした法教育において、小学生にとって法律のみならず、経済学の学びの機会があるか否かについて考察する。

テーマ「そんなに重い罰なの!」の劇の内容についてまとめると、次のようになる。ある町に、人の飼い犬に勝手にエサをあげることが禁止し、もしあげたら刑務所に10年入らなければならないというルールができたとする。このルールをよく知らない登場キャラクターのバイキンメンが、人の飼い犬であるバターにエサを与えてしまい、バターがお腹を壊したようで、お腹が痛いと言っている状況である。ここで、バイキンメンが人の飼い犬に勝手にエサを与えたとして、刑務所に10年入るという罰が科せられようとしている状況である。

このような状況において、人の飼い犬に勝手にエサをあげることが禁止し、もしあげたら刑務所に10年入らなければならないというルールについて、どのように思うのかという問いを弁護士の方々が小学生に出した。この問いに対して、小学生全員が問題ありと回答した。その理由については、罰として10年は重すぎるのではないかと、犬は生きているので2年間でよい等の内容のコメントがあった。また、劇において登場したキャラクターにより、罰が重すぎると人と犬がふれあうことができなくなるのではないかとという内容のコメントもあった。

ここで、罰が重すぎると人と犬がふれあうことができなくなるのではないかとという内容のコメントについて、経済学に関する学びがあるのか否かについて考察する。

罰を重くすることは、人が他の人の飼い犬にエサを与えているところを発見された場合には、その人は重い罰が科されるために、エサを与える行動を抑制する可能性があると思われる<sup>12</sup>。しかしながら、エサを与える状況は犬とふれあうことにおいて生じるため、人によっては、エサを与えてしまう可能性のある犬とふれあう活動自体を抑制したいと思うタイプの人もいないかもしれない。このようなタイプの人は、犬とふれあう活動における限界費用が高いと考えられる。

人の飼い犬とふれあう活動における限界費用が高いと、その犬とふれあう活動にどのような影響を与えるのかについて、経済学における限界の概念を用いて経済学的な観点から説明する。

いま、人の飼い犬とふれあう活動を行う個人Aと個人Bが存在する。人の飼い犬にエサを与えると非常に重い罰が科せられるとする。このルールにより、個人Bは個人Aよりも大きく影響され、個人Bは個人Aよりも人の飼い犬とふれあう活動における精神的な負担が大きいとする。個人Aの人の飼い犬とふれあう活動水準を $X_A$ と表し、個人Bの人の飼い犬とふれあう活動水準を $X_B$ と表す。各個人は人の飼い犬とふれあうことによって便益が生じる状況を考える。各個人の犬とふれあう活動における限界便益は等しいと仮定し、その限界便益を $MB$ と表す。限界便益 $MB$ は犬とふれあう活動水準が高いほど逓減すると仮定する。

また、各個人は、人の飼い犬とふれあう活動を行うことによって、肉体的な疲れや精神的な疲れ等が生じ負担が生じる状況を考える。この負担を費用としてみなすとする。個人Aの人の飼い犬とふれあう活動における限界費用を $MC_A$ と表す。限界費用 $MC_A$ は、個人Aの犬とふれあう活動水準が高くなるほど逓増すると仮定する。他方、個人Bの人の飼い犬とふれあう活動における限界費用を $MC_B$ と表す。個人Aの限界費用と同様に、限界費用 $MC_B$ も、個人Bの犬とふれあう活動水準が高くなるほど逓増すると仮定する。また、個人Bは、人の飼い犬にエサを与えると非常に重い罰が科せられるルールに大きく影響され、犬とふれあう活動に対して抵抗を感じているため、犬とふれあう活動における限界費用が個人Aの限界費用よりも高い( $MC_B > MC_A$ )とする。

このような個人Aと個人Bの人の飼い犬とふれあう活動における限界便益と限界費用を図示すると図1のようになる。

図1より、個人Aにとって最適な犬とふれあう活動水準については、個人Aの限界便益と個人Aの限界費用が等しくなる( $MB = MC_A$ )点 $E_A$ に決まり、最適な犬とふれあう活動の水準は $X_A^*$ となる。他方、個人Bにとっての最適な犬とふれあう活動水準については、個人Bの限界便益と個人Bの限界費用が等しくなる( $MB = MC_B$ )点 $E_B$ に決まり、最適な犬とふれあう活動の水準は $X_B^*$ となる。したがって、人の飼い犬とふれあう活動における限界費用が高い個人Bの活動の水準が、個人Aの活動の水準よりも低い( $X_B^* < X_A^*$ )ことがわかる。このようなことから、人の飼い犬にエサを与えると非常に

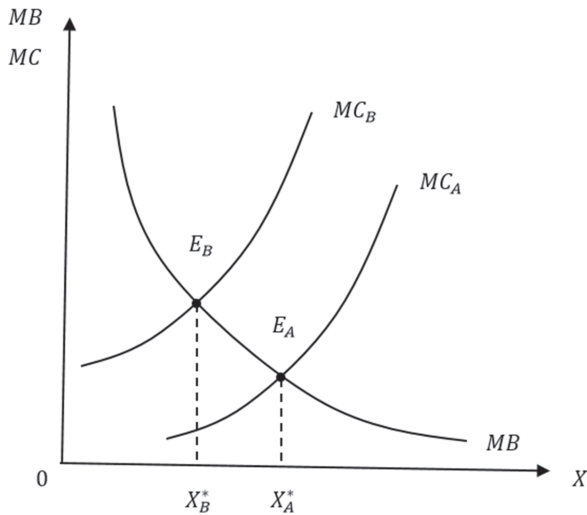


図1 犬とふれあう活動水準の決定

重い罰が科せられるルールに大きく影響され、犬とふれあう活動に対して抵抗を感じ、その活動における限界費用が高い個人ほど、犬とふれあう活動を控える可能性があると考えられる。

今回の小学生を対象とした法教育セミナー（テーマ「そんなに重い罰なの！」）での罰が重すぎると人と犬がふれあうことができなくなるのではないかという内容について、ルールを守らせるために単に罰の程度を重くすればよいという考え方だけではなく、罰を非常に重くすることによって、罪とはならない普段の活動までも抑制してしまう可能性があるということまでも小学生に理解してもらい、考えさせるものであった。

罰を非常に重くすることによって、罪とはならない普段の活動までも抑制してしまうのではないかという内容については、先ほど経済学における限界の概念で説明したように、罰を重くすることにより、個人の人の飼い犬とふれあう活動における限界費用が高くなり、犬とふれあうことを控えてしまうという状況に対応するものではないだろうか考える。したがって、今回の法教育セミナーの内容については、罪の程度と罰の重さに関する法教育の問題についての学びの機会だけでなく、小学生が基本的な経済学を学ぶ機会も与えているのではないかとと思われる。

さらに、罰を非常に重くすることによって、罪とはならない普段の活動までも抑制してしまう可能性があるという内容に関して、なぜ、罰が非常に重いと普段の活動までも抑制されるのだろうかという問題も新たに考えられる。この問題については、先ほど説明したように罰が非常に重いというルールに影響され、普段の活動における限界費用が高くなるということが経済学的な要因として考えられる。罰が

非常に重いと、なぜ普段の活動までも抑制される可能性があるのだろうかという問題について小学生が考えるうえでも、経済学の考え方は参考になるのではないだろうかと思われる。（大野正久）

#### 4. 社会科教育学の立場から

本小論は、小学生を対象とした熊本県弁護士会主催の平成29年度法教育セミナーによる取組に関して、教科教育学の立場から考えを述べることを目的としている。ただし、当日のセミナーに参加しておらず、会場の雰囲気や子どもたちの学びの実態等を把握したわけではないため、不十分な指摘しかできないことをあらかじめお断りしておく。

##### (1) 分析対象であるセミナーの概略

本セミナーは、平成29年9月3日に、熊本県弁護士会が主催し、熊本大学にて110分（55分×2コマ）で実施したものである。参加者は10人（男子5人、女子5人）、ホームページ等で応募のあった、学校も学年も異なる子どもたちを、各5人の2つの小グループに分け、計4つの寸劇を視聴し、それに基づき、グループごとに議論を行うという形式で実施された。その際、初対面の小学生だけでグループを組み議論を行わせることは困難と考え、教育学部の教員志望の学生1名および弁護士1名が、ファシリテーターとしてそれぞれのグループに参画したということである。

1時間目は、導入で、罰とは何かということに対し観念的に説明し、10分程度の寸劇①「なでただけなのに」とその後の15分の議論によって、被疑者の言い分を聞かずに、罰を与えることの危険性を理解させようとしている。続けて、10分程度の寸劇②「オレサマやってない！」の途中で、劇を中断させ、10分程度議論させることで、自白強要の危険性について考えさせる構成となっている。

2時間目も類似の構成である。冒頭で1時間目の既習事項を確認し、10分程度の寸劇③「そんなに重い罰なの！」のち、15分程度の議論の時間を取ることで、罪刑の均衡について理解させようとしている。そして最後に10分程度の寸劇④「イヌとネコは同じ？」とその後の15分程度の話し合いによって、罪刑法定主義について理解させようとしている。

##### (2) 本セミナーの意義

###### ア 裁判員制度の導入

平成21年より裁判員制度が導入され、我々国民が、裁判員として刑事裁判に参加し、被告人が有罪かど

うか、有罪の場合どのような刑にするかを裁判官と一緒に決めることになった。

これは国民による司法参加のための取組である。司法に普段から直接的にかかわっている弁護士の立場から、将来的に裁判員になる可能性のある小学生に対して、法的に思考する機会（教育）を持つことの必要性を意識した取組と言えるだろう。同様に、今回のセミナーで取り上げた「聴聞の必要性」などといった4つの概念も、経験と法律学の論理に基づき、選択したのではないかと推察される。

筆者が専門とする社会科教育においても、社会科が「広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を育成することを旨とする」<sup>13</sup>教科であるから、将来の国家・社会の形成者として、小学校段階からこうした取組を継続的に行っていくことの重要性はこれまでも指摘されている<sup>14</sup>。

### (3) 演劇の教育的効果

ただし、こうした概念を、小学校段階で認識することは困難である。そのために、学習者の興味・関心を喚起し、取組みやすくする方略として、今回は寸劇を取り入れたと判断できる。寸劇のような取組は、学習者にとって複雑な社会的事象を単純化、誇張して表現することになり、情意を伴った理解を可能にすると考えられる。

### (4) 本セミナーの課題

しかしながら、本セミナーには課題も存在する。なお以降の考察は、筆者の専門である社会科教育学の観点から行うものであり、本取組を小学生を対象とした社会科の授業実践とみなして行うこととする。結論からいえば、課題は二つ。一つは目標の不明確性、二つは子どもの実態の把握不足とその実践への適応の不十分さである。

#### ア 目標の不明確性

そもそも教科教育は、授業などの教育実践を主要な研究対象とし、目標、内容、方法の三要素をむすびつけてそれらを考察し、学習者により良い教育効果をもたらすために実践を提案、検証、改善していく研究を行うところにその独自性がある<sup>15</sup>。

そのため、教科教育の観点から本実践を見直せば、内容と方法の二つの要素に対し検討したことはうかがえるが、目標についての考察が不十分であることが指摘できる。

すなわち、社会科は民主主義社会に生きる市民を

育成する教科である。市民を育成するために、小学生に対し法関連教育を行うべきか。行うべきならば、いかなる資質や能力の育成をそこで目指すべきか。その目標の実現のためには、「聴聞の必要性」といった教育内容を選択することは正当か。その教育内容を身につけさせるために、今回の演劇のようなシナリオ（教材）を用い、その視聴とそれに基づくグループでの議論とその共有という方法を採用することは、より教育効果を高めるために必然か。こうした目標の観点からの吟味・検討を行い、それによって内容と方法を確定させることこそが、教科教育実践を開発するうえで必要不可欠である<sup>16</sup>。本実践では、法律学の論理に基づき概念を選択し、それをいかに子どもに分らせるかという観点から検討がなされているのみで、教科教育実践としては不十分である。

#### イ 子どもの実態の把握不足とその実践への適応の不十分さ

また、教育実践は教師と子どもの関係性によって成立する営みである。教師だけがいかに教育効果を高めようと奮闘しても、その実現は困難である。

今回の実践の場合、申し込み自由で事前に子どもの実態を正確に把握することは困難という限界が確かに存在するが、教育効果をより高めるためには、子どもの実態を踏まえたより厳密な実践構築が必要不可欠である。

そのためにも、次回以降、参加者予定者への事前アンケートなどを利用してそれまでの学びの実態を確認したり、事後のアンケート記述から、教育効果を判定したりする必要がある。またファシリテーター役を務めた大学生へのインタビューも有効と考えられる。

そうして子どもの実態を大まかにつかみ、それに基づき授業実践を構築することが必要である。その際には、アで指摘したように、目標の観点からも授業実践を見直すことが必要である。具体的には、子どもの実態に即し、いかなる目標を設定することが有効か、その目標実現のために、55分×2という授業時間配分は有効か、そこに4つもの寸劇を取り入れることの意味は何か、4つの選択規準は何か、なぜそのような配列・順番で行うのか、教育内容である「聴聞の必要性」といった概念を小学生に教えることは必要かつ有効か、演劇の視聴とそれに基づく議論という方法は正当か、といったさまざまな観点から本実践を見直すことが必要となろう。

#### (5) 上記課題を踏まえて一弁護士会と大学（教育学部）との連携強化の必要性と方向性一

社会科が民主主義社会に生きる市民を育成する教科である以上、小学校段階から法関連教育に関する取組を継続的に行っていくことに意味と意義があることは言うまでもない。そのためには、学校教育のみならず、こうした地域の取組（社会教育や家庭教育）をも巻き込んで、積極的に活用していくことが重要である。とすれば、教育学部単体としては、そうした取組を学校教育において積極的に実践できるような教員を育てることが必要である。そのためには、①目標の観点から教育実践を不断に見直し、教育実践を構築、実践、検証、改善できる教員の育成<sup>17</sup>が求められる。と同時に、②弁護士会や地域社会、家庭と連携・協働した教育実践を積極的に行う教員を育てることも重要だろう。そのためにはいかなる教員養成カリキュラムとプログラムが求められるか、高等教育の取組の見直しの必要がある。

加えて、弁護士会と大学との連携強化という観点から言えば、今回のような取組に、大学教員がより積極的にかかわることが望ましい。言うなれば、上記で示した望ましい教員像を踏まえ、大学教員自らがその範を示し、そうした取組に参画していくということである。

今回の取組（セミナーの内容開発）は、弁護士会単独によるものであるため、本来であれば、(4)で指摘したような課題を克服することは困難であろう。しかし、小学生向けの法関連教育を今後も続けていくとのことなので、あえて厳しく指摘させていただいた。こうした課題を克服し、教科教育の観点からよりよい法関連教育の実践を進めていくためには、それを研究する大学教員との協働・連携が不可欠である。他方、大学の側からも、弁護士会を巻き込んだ取組を提案・実践していくことが必要であろう。そうした取組を意欲的に実践している大学も存在する<sup>18</sup>ため、参考にできるのではないだろうか。

（竹中伸夫）

### 5. 道徳教育及び倫理学の視点から

本節では、熊本県弁護士会主催の平成29年度法教育セミナーに関して、社会科教育講座の所属教員三名（上田、大野、竹中）による考察に続き、道徳教育及び倫理学の視点<sup>19</sup>からの気づきを述べる。ただし、竹中教員と同じく、筆者（八幡）も当日のセミナーに参加できなかったため、後日提供された資料（記録映像を含む）による考察となる。また、セミナーの様子については、すでに紹介されているため

繰り返さず、三名の教員によって整理された本実践の注目点及び課題について、主として道徳教育との関連からコメントしていくことにする。

#### (1) 罰の重さについて

上田教員は、量刑について、「罰を受ける人のことも考えろ」と、かなり声高に叫ぶキャラクター（ジャスティスくん）がいたにもかかわらず、意見の発表になると、子どもの一人が負けずに大きな声で「うんと重い罰にする方がいいです。悪いことをする人がいなくなるから」と発言していたことに注目している。

私もまた、このことに関心を持った。それは、小学校の道徳の授業において罪と罰に係る資料（例えば、ヴィクトル・ユゴー『レ・ミゼラブル』に取材した「銀の燭台」）が取り扱われる場合にも、子どもたちの中にある厳罰主義が露わになることがしばしばあるからである。子どもたちは思いのほか不寛容な一面、罪人に対する攻撃性を持っている。このような傾向については、竹中教員が指摘しているように、児童の実態として把握に努め、対応を検討すべきであろう。

このことに関連し、上田教員は、「罰を受けるのが「自分かもしれない」「自分だったらどうか」と思い至るには、いまひとつ実感がわきにくいかもしれない」、「例えば、ディスカッションで「あなたが（あるいはあなたの親しい人が）罰を受ける立場だったら、どう？」と尋ねてみたらどうだったろう」と、一つの対応の方向性を示している。

筆者は、資料「ロレンゾの友達」を用いた小学校高学年の道徳授業で、これに類似した視点の切り替えを試みたケースを思い出した<sup>20</sup>。同資料は、罪を犯し、警察に追われているという噂のある男（ロレンゾ）が帰郷すると聞き、三人の旧友が対応を話し合うという物語である。一人は逃がしてやると言い、一人はとりあえず自首をすすめると言い、一人は警察に通報すると言う。教員がまず、三人の旧友の誰に賛成かと聞くと、自首をすすめる、警察に通報するという意見が多数を占めた。これに対し、ロレンゾの立場に立つとどうかと聞くと、逃がして欲しい、とりあえず自首をすすめて欲しい、という意見が多数を占めた。これも子どもたちの実態の一面である。立場交換はいつでも功を奏すわけではないが、試みる価値があるのは確かである。

他方、大野教員は、罰の重さがもたらす副次的な効果（「罰を非常に重くすることによって、罪とはならない普段の活動までも抑制してしまう可能性がある」）について、経済学的な観点からの考察を行って

いる。罪の重さについて、このような副次的な効果を含めて冷静に議論するような力をつけることができれば、公民領域の教育としては確かに望ましいであろう。しかし、子どもたちの側には、このような冷静な効用の計算や、罪を犯した（と噂されている）人を含めての立場交換を受け入れ難く思う何か（いわば、不寛容なまでの道徳性？ 寛容もまた道徳性の一部なのではあるが）があるように感じられる。これもまた実態把握の課題である。

## (2) 規則に対する自律的・自治的な関わりの必要性について

罪の重さについて言えば、中学校の道徳授業でよく用いられる資料「二通の手紙」（現在は文部科学省『私たちの道徳』に収録）に登場する、動物園の規則を破った職員（主人公である元さん）に対する懲戒処分（現在の資料では停職となっている）を思い出す人もいだろう。この処分は、法曹関係者から見れば、いささか重すぎると判断される可能性もあるにも関わらず、主人公はこれを受け入れ、晴々とした顔で自ら職場を去っていく。道徳教育の分野では、このような主人公の態度について、規則遵守の重要性を自覚した点に道徳的価値を見出すよう指導するのが一般的である。

筆者は、この資料「二通の手紙」の取り扱いについては、罪の重さの妥当性如何の問題以前に、次のような課題があると考えている。それは、一言で言えば、規則というものに対する自律的・自治的な見方の欠如である。

少し立ち入って説明したい。資料「二通の手紙」では、大人同伴でしか入園できない年齢の子どもたち（姉弟）を、子どもたちだけで閉園間際に入園させた結果、行方不明となり、搜索騒ぎとなる。ベテラン職員である主人公がこのような判断（規則破り）をした背景には、この子どもたちの家は母親のみの世帯であり、母親は日中忙しく働いているため、子どもたちを連れて動物園に来ることはできそうにないこと、それでも、姉弟は動物園に入りたそうに門のところまでよく来ていたこと、さらに、当日は弟の誕生日であり、弟を喜ばせようと思った姉が、なげなしのお金を持ってきたことなどがある。

本資料は、明らかに二項対立型の葛藤（「思いやり・親切」と「規則遵守」とのジレンマ）を含む資料である。ところが、この資料は、『私たちの道徳』において規則遵守に関する章に収められているため、授業者は何とかして規則遵守を強調する授業にしなければならないと考える。そのため、「規則遵守」を優先し、幼い姉弟の入園を断わることが「本当の思

いやり」であるという解釈が出てくることになる（常に「規則遵守」が優先される、という主張を含む実践もある）。

私がこのような実践について疑問に思うのは、この幼い姉弟のような入園希望者の願いに対応することを難しくする動物園の規則そのものを、この事件を契機にして再検討するという発想がなぜ出てこないのかということである。安易な規則破りはよくない。心身の成長がアンバランスで、極端な行動に走りやすい中学生に対し、このことに注意を促す必要は確かにあるだろう。しかし、この資料に描かれた場面には、やはり真正のジレンマが存在するように思われる。だとすれば、このジレンマを解消することに役立つような規則の見直し<sup>21</sup>（おそらくは運用面の調整）が期待されるはずである。

あるいは、このような考えは、社会科や総合的な学習には該当しても、道徳には該当しないと思われる向きもあるかもしれない。そのような見方に対しては、中学校学習指導要領「特別の教科 道徳」に含まれる次のような内容項目の記載が反論の根拠になるはずである。「**遵法精神、公德心：法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切にし、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努めること。**」

少なくとも中学校段階では、道徳においても規則遵守だけに収斂する指導が求められているわけではなく、「法やきまりの意義」を踏まえ、「そのよりよい在り方について考え」ることまでが課題とされていることがわかる。法やきまりについては、それを守ることの重要性についての学習に加え、法やきまりを作る営み（すなわち、自律・自治）についての学習が欠かせない。有権者教育が求められる中で、このような学習の重要性はより一層高まっているはずである。また、このような観点から、小学校段階から法教育と道徳教育の連携を図っていくことは十分可能であり、意義のあることであると考えている。

最後に付け加えるとすれば、本学教育学部に最も近い熊本市立黒髪小学校のベテラン教諭であり、熊本における法教育の牽引者である井口哲治先生による道徳授業には、この点について教えられる点が多々ある。例えば、資料「黄色いベンチ」（文部科学省『わたしたちの道徳 小学校1・2年』に収録）を用いた授業では、子どもたちは公園のベンチの使い方についての注意をまとめた貼り紙を作る活動を行う。これは、小学校低学年版の立法活動、自治的活動として理解できる。また、同教諭はさらに、「その貼り紙が風で飛ばされてなくなってしまったらど



うしますか」と問いかける。これは、法やきまりというものが、単なる文字や、それが書かれた紙ではないということを理解するための手がかりになる発問である。

今後は、道徳教育（これからは道徳科）においてもこのような取組があることを視野に入れ、法教育並びに社会科、さらには学校教育全体の中での諸教科の位置づけを見直していく必要があるように思われる。（八幡英幸）

## おわりに

法の適正手続をテーマとした今回のセミナーの内容に対して、社会科教育講座のなかだけでも、専門分野が異なる教員が集まることで、実にさまざまな視点が出てくることが明らかとなった。小学生に身に付けさせたい能力（人権感覚、合理的判断力、公共性、道徳性など）についても、一致することもしないこともある。しかし、それぞれが必要と考えた諸要素はいずれも、小学校という教育の場を考えれば、子どもたちの実態に即しつつ、総合的に「学び」のなかに取り入れられていくべきである、という共通認識は確認できたようだ。

今後、一人でも多くの教育現場や法実務家の諸氏を交えながら、こうした議論を重ね、具体的に取組が進んでいくことこそ望まれる。本報告が、ささやかながらその一助となることを執筆者一同、心より願ってやまない。

## 謝 辞

この場をお借りして、法教育セミナーという貴重な取組をご提供いただいた熊本県弁護士会法教育委員会の皆様に、社会科教育講座一同からの心よりの感謝を申し上げる。

- 1 法教育の定義、法教育研究会発足による教材開発当初の議論、各校種向け教材については法務省のサイト参照。法務省>法教育<http://www.moj.go.jp/housei/shihouhousei/index2.html>（最終アクセス、2017年11月20日）
- 2 そのなかで、多くの賛同を得ていると思われるものとして、教師と弁護士がともに作業し、働くモデルを主張した論稿として、以下の文献を挙げておく。関良徳「法教育における教師と弁護士の協働」法と教育Vol. 3, 2012年, pp. 11-21.
- 3 以上につき、日本弁護士連合会市民のための法教育委員会編著『小学校のための法教育12教材～一人ひとりを大切に育てる子どもを育て～』東洋館出版社, 2017年, 特にpp. 7-11.
- 4 具体的な教材について、インターネット上では、法務省上記サイトほか法教育フォーラムのサイト参照。 <http://www.houkyouiku.jp/>（最終アクセス、2017年11月20日）.
- 5 平成18年度以降の法教育セミナー等、委員会の活動については、以下の熊本弁護士会サイトを参照 <http://www.kumaben.or.jp/about/committee/comm15.html>（最終アクセス、2017年11月20日）。市内の小中学校での実践でも、助言者を務められた。実践については法と教育学会 第3回大会（2012年）で報告された 井口哲治「『生命』一チリの落盤事故に学ぶ」 <http://gakkai.houkyouiku.jp/pdf/leaflet20120902-2.pdf>（最終アクセス、2017年11月20日）参照。
- 6 その一部の報告として、拙稿「教員免許状更新講習で法教育を考える」、『熊本大学教育実践研究』31, 2014年, pp. 150-160；同「教員免許状更新講習で法の歴史について考える」『熊本大学教育実践研究』32, 2015年, pp. 145-150.
- 7 公正な社会築く考え方を 県弁護士会が小中学生にセミナー データに基づき主張／説得力ある理由付け。熊本日日新聞。2015年8月20日、朝刊、教育。
- 8 この点につき、例えば、栗田佳泰「法教育における人間—高等学校「現代社会」にみる法教育の要素から—」（仲正昌樹編『「法」における「主体」の問題』御茶の水書房, 2013年, pp. 227-247）は、高等学校「現代社会」のカリキュラム分析を通じて、法教育の目指す人間像を導き出し、「自律」的な個人としての態度を身に付けさせることこそ、法教育の「不可欠な前段階」であることを主張する。
- 9 大学生向け憲法の授業で代表的な基本書は戸部信喜著・高橋和之補訂『憲法 第六版』岩波書店, 2015年, pp. 242-266.
- 10 代表的な入門書としては、前田雅英『裁判員のための刑事法入門』東京大学出版会, 2009年, 特にpp. 27-59.
- 11 例えば、ローマ法の不法行為法が刑罰思想を持っていた、という点をめぐって原田慶吉「民法709条の成立する迄」（石井良助編・原田慶吉著『日本民法典の史的素描』創文社, 1954年）pp. 337-392, 西村重雄「古典期ローマ法における罰訴権の相続：Ulp. D. 47, 1, 1 素描」法政研究51（3・4号）（1981年）, pp. 743-781等。近年の論稿として廣峰正子「民刑峻別の軌跡」立命館法學5/6, 2009年, pp. 2134-2167.
- 12 犯罪の社会的費用を最小化するような犯罪あたりの有罪確率と罪の重さの程度に関する理論的な研究については、以下の文献等を参照されたい。  
Becker, Gary S. "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, 1968, 76(2), pp. 169-217.  
小林好宏「事故と安全の経済分析：事故、犯罪の社会的費用」, 経済學研究, 北海道大学経済學部, 1996年, 第45巻,

- 第4号, pp. 1-16.
- 13 中学校学習指導要領」文部科学省ホームページ  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afldfile/2017/06/21/1384661\\_5.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afldfile/2017/06/21/1384661_5.pdf), 最終アクセス, 2017年11月14日)
- 14 例えば二階堂は, アメリカの教材を用い, 初等段階でこそその法関連教育の内容構成の在り方や目標について論じている. 詳細は以下の文献を参照されたい.  
二階堂年恵「法形成能力を育成する初等法関連教育の内容構成－オハイオ州法曹協会カリキュラムプロジェクトの場合－」『社会科研究』第63号, 2005年, pp. 31-40.
- 15 池野範男「教科教育にかかわる学問とはどのようなものか」日本教科教育学会編『今なぜ, 教科教育なのか－教科の本質を踏まえた授業づくり－』文溪堂, 2015年, pp. 99-102.
- 16 こうした目標に関する議論の必要性和意義は, 下記文献などでも指摘されている.  
キース・パートン, リンダ・レヴスティック著, 渡部竜也ほか訳『コモン・グッドのための歴史教育－社会文化的アプローチ』春風社, 2015年.
- 17 現状の教員養成の課題と目標の観点から教育実践を見直すことができる教員養成のためのカリキュラム試案に関しては, 以下の報告書を参考にされたい.  
谷田部玲生編『ねらいについての議論ができる実践家の育成を目指した学部社会科教員養成プログラム』平成24～27年度科学研究費補助金(基盤B)「社会科授業力育成のための教員養成プログラムのための調査研究」研究成果報告書, 2016年.
- 18 例えば, ジュニア・ロースクール岡山など.  
[https://www.okayama-u.ac.jp/up\\_load\\_files/press28/press-160722-10.pdf](https://www.okayama-u.ac.jp/up_load_files/press28/press-160722-10.pdf) (最終アクセス, 2017年11月20日)
- 19 以下の考察は道徳教育との関わりが中心になるが, そこに倫理学の視点がどう生かされているかについては, 八幡英幸, 「哲学・倫理学の研究者は道徳教育にどう関わるか」, 『倫理学研究』45, 2015年, pp. 21-30.
- 20 資料「ロレンゾの友達」を用いた道徳授業については, 次の報告である程度詳しく論じている. 八幡英幸「熊本市教育センター教員研修(道徳教育)における大学教員と現職教員の連携の試み」, 『熊本大学教育実践研究』32, 2015年, pp. 137-144.
- 21 規則を見直すにあたっては, それがどのような種類の規則であるかについての情報も必要になる. ちなみに, 動物園の入園時間を定めているのは, 多くの場合, 条例の施行規則である(熊本の場合, 熊本市動植物園条令施行規則). 例えば, 「二通の手紙」を用いた道徳授業からの発展的な学習として, 総合的な学習の時間等に, 市民からの提案によって条例の施行規則を改正するためにはどのような手続きが必要なのかを調べる活動を行うのも一案である. 道徳と社会科(公民分野)の教科総合としても意味がある.